

議案第 1 3 5 号

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例

さいたま市事務分掌条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(局等の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設けるものとする。</p> <p>市長公室 行財政改革推進本部 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室 (1)・(2) [略] 行財政改革推進本部 <u>(1) 行財政改革に関すること。</u> <u>(2) 行政評価に関すること。</u> <u>(3) 外郭団体の改革に関すること。</u> [略]</p>	<p>(局及び公室の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局及び公室を設けるものとする。</p> <p>市長公室 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 前条の局及び公室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室 (1)・(2) [略] [略]</p>

附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 1 月 1 日から施行する。